

改 正 後	現 行
<p>地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p>目 次</p> <p>第1章 総則第 1節 総則 第1-1条～第1-38条 [略] <u>第1-39条 環境負荷低減への取組</u>…………… 15 第1-40条 調査・試験に対する協力 …………… 16</p> <p>第2章～第4章 [略]</p> <p>第5章 サウンディング 第1節～第4節 [略] 第5節 <u>スクリュウウェイト貫入試験（旧スウェーデン式サウンディング試験）</u> 第6節 [略]</p> <p>第6章～第12章 [略]</p>	<p>地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p>目 次</p> <p>第1章 総則第 1節 総則 第1-1条～第1-38条 [略] [新設] 第1-39条 調査・試験に対する協力 …………… 15</p> <p>第2章～第4章 [略]</p> <p>第5章 サウンディング 第1節～第4節 [略] 第5節 スウェーデン式サウンディング試験 第6節 [略]</p> <p>第6章～第12章 [略]</p>
<p>地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1-1条～第1-7条 [略]</p> <p>第1-8条 提出書類 1・2 [略] <u>3 受注者は、監督職員と受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図るよう努めるものとする。</u> <u>なお、情報を交換・共有するにあたって、情報共有システムを活用する場合は、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（令和6年8月30日付け農計第350号岩手県農林水産部農村計画課総括課長通知（URL「https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1077305.html」））に基づくものとする。</u></p> <p>第1-9条～第1-31条 [略]</p> <p>第1-32条 安全等の確保 1～7 [略] 8 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。 (1)～(3) [略] <u>(4) 受注者は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努めなければならない。</u> 9～11 [略]</p>	<p>地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1-1条～第1-7条 [略]</p> <p>第1-8条 提出書類 1～2 [略] [新設]</p> <p>第1-9条～第1-31条 [略]</p> <p>第1-32条 安全等の確保 1～7 [略] 8 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。 (1)～(3) [略] [新設] 9～11 [略]</p>

第1-33条~第1-37条 [略]

第1-38条 保険加入の義務

[略]

2. 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。

第1-39条 環境負荷低減への取組

受注者は、新たな環境負荷を与えることにならないよう、環境関係法令を遵守するとともに、以下の取組に努めるものとする。

(1) オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃料効率の良い機械の利用等）

(2) プラスチック等の廃棄物の削減及び資源の再利用

(3) 環境負荷低減に配慮したものの調達

(4) 生物多様性に配慮した事業実施

(5) みどりの食料システム戦略の理解及び環境配慮の取組方針の策定や研修の実施

第1-40条 [略]

第2章・第3章 [略]

第4章 ボーリング孔を利用した物理検層及び原位置試験

第1節~第8節 [略]

第5章 サウンディング

第1節~第4節 [略]

第5節 スクリューウエイト貫入試験（旧スウェーデン式サウンディング試験）

第6節 [略]

第6章 [略]

第1-33条~第1-37条 [略]

第1-38条 保険加入の義務

[略]

[新設]

[新設]

第1-39条 [略]

第2章・第3章 [略]

第4章 ボーリング孔を利用した物理検層及び原位置試験

第1節~第8節 [略]

第5章 サウンディング

第1節~第4節 [略]

第5節 スウェーデン式サウンディング試験

第6節 [略]

第6章 [略]

第7章 解析等調査業務

第7-1条 [略]

第7-2条 業務内容

解析等調査業務の内容は、次の各号に掲げる事項によるものとする。

- 1 既存資料の収集・現地調査
 - (1) 関係文献等の収集と検討
 - (2) 調査地周辺の現地踏査
- 2 資料整理とりまとめ
 - (1) 各種計測結果の評価及び考察
 - (2) 異常データのチェック
 - (3) 試料の観察
 - (4) ボーリング柱状図の作成
- 3 断面図の作成
 - (1) 地層及び土性の判定
 - (2) 土質又は地質断面図の作成 (断面図は着色するものとする)
- 4 総合解析とりまとめ
 - (1) 調査地周辺の地形・地質の検討
 - (2) 地質調査結果に基づく土質定数の設定
 - (3) 地盤の工学的性質の検討と支持地盤の設定
 - (4) 地盤の透水性の検討（現場透水試験や粒度試験等が実施されている場合）
 - (5) 調査結果に基づく基礎形式の検討（具体的な計算を行うものでなく、基礎形式の適用に関する一般的な比較検討）
 - (6) 設計・施工上の留意点の検討（特に、盛土や切土を行う場合の留意点の検討）

第7-3条 [略]

第8章～第12章 [略]

第7章 解析等調査業務

第7-1条 [略]

第7-2条 業務内容

解析等調査業務の内容は、次の各号に掲げる事項によるものとする。

- 1 既存資料の収集・現地調査
 - (1) 関係文献等の収集と検討
 - (2) 調査地周辺の現地踏査
- 2 資料整理とりまとめ
 - (1) 各種計測結果の評価及び考察
 - (2) 異常データのチェック
 - (3) 試料の観察
 - (4) ボーリング柱状図の作成
- 3 断面図の作成
 - (1) 地層及び土性の判定
 - (2) 土質又は地質断面図の作成 。なお、断面図は着色するものとする。
- 4 総合解析とりまとめ
 - (1) 調査地周辺の地形・地質の検討
 - (2) 地質調査結果に基づく土質定数の設定
 - (3) 地盤の工学的性質の検討と支持地盤の設定
 - (4) 地盤の透水性の検討（現場透水試験や粒度試験等が実施されている場合）
 - (5) 調査結果に基づく基礎形式の検討（具体的な計算を行うものでなく、基礎形式の適用に関する一般的な比較検討）
 - (6) 設計・施工上の留意点の検討（特に、盛土や切土を行う場合の留意点の検討）

第7-3条 [略]

第8章～第12章 [略]

改正後

測量業務共通仕様書

目次

第1条～第38条 [略]	
<u>第39条 環境負荷低減への取組</u>	15
第40条 調査・試験に対する協力	15

測量業務共通仕様書

第1条～第8条 [略]

第9条 提出書類

1・2 [略]

3 受注者は、監督職員と受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図るよう努めるものとする。

なお、情報を交換・共有するにあたって、情報共有システムを活用する場合は、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（令和6年8月30日付け農計第350号岩手県農林水産部農村計画課総括課長通知

（URL「<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1077305.html>」））に基

づくものとする。

第10条～第31条 [略]

第32条 安全等の確保

1～4 [略]

5 受注者は、屋外で行う測量業務等の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 受注者は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努めなければならない。

6～8 [略]

第33条～第37条 [略]

第38条 保険加入の義務

[略]

2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。

第39条 環境負荷低減への取組

受注者は、新たな環境負荷を与えることにならないよう、環境関係法令を遵守するとともに、以下の取組に努めるものとする。

(1) オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）

(2) プラスチック等の廃棄物の削減及び資源の再利用

(3) 環境負荷低減に配慮したものの調達

(4) 生物多様性に配慮した事業実施

(5) みどりの食料システム戦略の理解及び環境配慮の取組方針の策定や研修の実施

第40条 [略]

現行

測量業務共通仕様書

目次

第1条～第38条 [略]	
<u>[新設]</u>	
第39条 調査・試験に対する協力	15

測量業務共通仕様書

第1条～第8条 [略]

第9条 提出書類

1・2 [略]

[新設]

第10条～第31条 [略]

第32条 安全等の確保

1～4 [略]

5 受注者は、屋外で行う測量業務等の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1)～(3) [略]

[新設]

6～8 [略]

第33条～第37条 [略]

第38条 保険加入の義務

[略]

[新設]

[新設]

第39条 [略]

改 正 後	現 行
<p>設計業務共通仕様書</p> <p>目 次</p> <p>第1章 総則 第1-1条～第1-37条 [略] <u>第1-38条 環境負荷低減への取組</u> 15 第<u>1-39</u>条 調査・試験に対する協力 15</p> <p>第2章 [略]</p>	<p>設計業務共通仕様書</p> <p>目 次</p> <p>第1章 総則 第1-1条～第1-37条 [略] [新設] 第<u>1-38</u>条 調査・試験に対する協力 15</p> <p>第2章 [略]</p>
<p>設計業務共通仕様書</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1-1条～第1-8条 [略]</p> <p>第1-9条 提出書類 1・2 [略]</p> <p><u>3 受注者は、監督職員と受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図るよう努めるものとする。</u> なお、情報を交換・共有するにあたって、情報共有システムを活用する場合は、「<u>工事及び業務の情報共有システム活用要領</u>」（令和6年8月30日付け農計第350号岩手県農林水産部農村計画課総括課長通知（URL「https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1077305.html」））に基づくものとする。</p> <p>第1-10条～第1-36条 [略]</p> <p>第1-37条 保険加入の義務 [略]</p> <p><u>2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。</u></p> <p><u>第1-38条 環境負荷低減への取組</u> 受注者は、新たな環境負荷を与えることにならないよう、環境関係法令を遵守するとともに、以下の取組に努めるものとする。 <u>(1) オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）</u> <u>(2) プラスチック等の廃棄物の削減及び資源の再利用</u> <u>(3) 環境負荷低減に配慮したものの調達</u> <u>(4) 生物多様性に配慮した事業実施</u> <u>(5) みどりの食料システム戦略の理解及び環境配慮の取組方針の策定や研修の実施</u></p> <p>第<u>1-39</u>条 [略]</p> <p>第2章 [略]</p>	<p>設計業務共通仕様書</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1-1条～第1-36条 [略]</p> <p>第1-9条 提出書類 1・2 [略] [新設]</p> <p>第1-10条～第1-36条 [略]</p> <p>第1-37条 保険加入の義務 [略] [新設]</p> <p>[新設]</p> <p>第<u>1-38</u>条 [略]</p> <p>第2章 [略]</p>

